

## 令和4年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

### ○議事日程〔第4号〕

令和4年3月18日（金曜日）午前10時0分 開議

※開議宣告

日程第1 第1号議案から第25号議案まで及び第1号報告、第2号報告

（委員長報告・委員長報告等に対する質疑・討論・表決）

日程第2 第26号議案

（提案理由説明・質疑・討論・表決）

日程第3 議員派遣の件について

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員（16名）

- |      |         |
|------|---------|
| 1 番  | 於 久 弘 治 |
| 2 番  | 毛 利 洋 子 |
| 3 番  | 中 尾 勉   |
| 4 番  | 黒 田 健 一 |
| 5 番  | 井ノ口 憲 治 |
| 6 番  | 阿 部 輝 之 |
| 7 番  | 土 谷 信 也 |
| 8 番  | 成 重 博 文 |
| 9 番  | 中山田 健 晴 |
| 10 番 | 松 本 博 彰 |
| 11 番 | 河 野 徳 久 |
| 12 番 | 安 東 正 洋 |
| 13 番 | 北 崎 安 行 |
| 14 番 | 河 野 正 春 |
| 15 番 | 菅 健 雄   |
| 16 番 | 大 石 忠 昭 |

### ○欠席議員（0名）

### ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	安 田 祐 一
次長兼議事係長	大 塚 栄 彦
総括主幹兼庶務係長	黒 田 祐 子
主 事	今 村 堇 花

### ○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	佐々木 敏 夫
副 市 長	堤 隆

市参事兼総務課長	佐 藤 之 則
市参事兼財政課長	飯 沼 憲 一
企画情報課長	丸山野 幸 政
地域活力創造課長	小 野 政 文
税 務 課 長	田 中 良 久
市民課長	黒 田 敏 信
保険年金課長	大久保 正 人
社会福祉課長	田 染 定 利
子育て支援課長	水 江 和 徳
健康推進課長	清 水 栄 二
人権啓発・部落差別解消推進課長	

	後 藤 史 明
環境課長	尾 形 稔
商工観光課長	河 野 真 一
農業振興課長	川 口 達 也
耕地林業課長	早 田 博 昭
農業地域支援室長	首 藤 賢 司
建設課長	永 松 史 年
都市建築課長	清 水 英 文
上下水道課長	本 田 督 二
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	

	阿 部 幸 喜
会計管理者兼会計課長	佐々木 真 治
選挙管理委員会・監査委員事務局長	

	藤 重 深 雪
農業委員会事務局長	塩 崎 康 弘
消防本部消防長	榎 本 賢 二

### 教育委員会

教 育 長	河 野 潔
教育総務課長兼地域総務一課長	

	植 田 克 己
学校教育課長	衛 藤 恭 子
文化財室長	板 井 浩
総務課 参事兼総務法規係長	近 藤 直 樹
主幹兼秘書係長	江 島 信 之

○議長（土谷信也君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（土谷信也君） 日程第1、第1号議案から第25号議案まで及び第1号報告、第2号報告を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長、菅 健雄君。

3月18日

○総務委員長（菅 健雄君） 皆さん、おはようございます。総務委員長報告をいたします。

去る3月11日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案9件、報告2件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第5号議案、令和4年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ3億414万3,000円が計上されています。

加入件数は、令和4年2月末時点で8,687件、加入率は94.9%となっており、歳出の主なものケーブルネットワーク施設の運営費、維持管理費です。その財源は、使用料、繰入金、市債などで措置されています。

審査の中で委員より、「移住者への加入推進について」の質疑があり、執行部からは「移住者については、移住担当課である地域活力創造課と連携し、加入促進を図っている」との答弁がありました。

また、「80歳以上の高齢者世帯の減免見込み数及び新規該当世帯への周知について」の質疑があり、執行部からは、「80歳以上の高齢者世帯の減免件数は、令和4年2月末時点の状況により、1,170件を見込んでいる。なお、新規該当世帯には、昨年5月から民生委員を通じて個別に案内をしていただいている」との答弁がありました。

審査の結果、第5号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第8号議案、令和3年度一般会計補正予算（第10号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容については、国庫支出金などで財源措置されており、補正額は6億886万円の増額で、補正後の予算総額は、175億1,032万6,000円となっています。

歳出予算の内容については、総務費では、減債基金等を積み立てる経費が計上されて、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったイベント等の経費などが減額されています。

次に、地方債補正については、ごみ処理施設整備事業などの限度額の変更を行っています。

審査の中で委員より、「今回、減債基金を約6億5,000万円計上しているが、積立金の総額はどれくらいになるのか」との質疑があり、執行部からは、「約13億7,000万円である」との答弁がありました。

また、「減債基金を使った財政的有利な取組への考えについて」の質疑があり、執行部からは、「平

成29年から令和元年にかけ、比較的利率の高い借入れは全て償還ができています。今回、減債基金を積み立てた目的は、本年度の普通建設事業費や令和5年度、6年度の広域ごみ処理場建設費並びに消防指令業務広域化の負担金などにより、この3年間で通常よりも起債が二十数億円増える。その7割は交付税算入されるが、残り3割は市の実質負担となるため、それに見合う額を積み立てておくものである」との答弁がありました。

審査の結果、第8号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第11号議案、豊後高田市名誉市民の選定については、豊後高田市名誉市民条例の規定に基づき、名誉市民の選定について議会の同意を得るものです。

審査の結果、第11号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり同意すべきものと決しました。

第13号議案、豊後高田市議会議員及び豊後高田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、豊後高田市議会議員及び豊後高田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関し、必要な事項を定めるものです。

審査の中で委員より、「本議案上程の経緯について」の質疑があり、執行部からは、「市長、選挙管理委員会との協議結果により提案したものである」との答弁がありました。

また、「既に実施している県内自治体で、公費負担の内容に違いはあるのか」との質疑があり、執行部からは「他市の状況も同様である」との答弁がありました。

審査の結果、第13号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第14号議案、豊後高田市職員の育児休業に関する条例の一部改正については、国の「妊娠、出産、育児等、仕事の両立支援のために講じる措置」に係る人事院規則の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第14号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第15号議案、豊後高田市職員の給与に関する条例等の一部改正については、国家公務員の給与に関する人事院勧告及び大分県人事委員会勧告等を勘案し、

一般職員、常勤特別職及び市議会議員の期末手当を改定するものです。

審査の中で委員より、「職員及び特別職等の改定の影響について」の質疑があり、執行部からは、「一般職は令和3年度が310名で、総額約1,718万円の減額であり、令和4年分は321名で、総額約1,800万円の減額見込みである。市長を含む三役は、令和3年分と4年分の合計額で46万6,900円の減額、市議会議員は、令和3年分と4年分の合計額で126万9,600円の減額である」との答弁がありました。

また、「県内各自治体での改定率は全て同じなのか」との質疑があり、執行部からは「同じと聞いている」との答弁がありました。

本議案については、反対討論がありました。

審査の結果、第15号議案については、提案の趣旨を認め、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

第16号議案、豊後高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、重大な自然災害の発生に伴う職員による応急作業の実施について、国、大分県及び他市等の状況を勘案し、災害応急作業手当に係る所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第16号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第17号議案、豊後高田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、消防団の充実強化の一環として、消防団員の処遇改善を図るため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、「今回の改定の概要について」の質疑があり、執行部からは、「地方交付税措置の算入に係る消防団員の各階級について、国から報酬額が示されており、本市の消防団員7階級のうち、その額より下回っている消防団員、班長、部長、副分団長の4階級について報酬額を引き上げるものである」との答弁がありました。

また、「現在の団員588名において、報酬改定前後の影響額について」の質疑があり、執行部からは、「改定前後での団員588名に対する報酬総額は715万8,000円の増額であるが、交付税措置額が609万1,500円増加するので、市の実質負担額は106万6,500円である」との答弁がありました。

本議案については、賛成討論がありました。

審査の結果、第17号議案については、提案の趣旨

を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第18号議案、豊後高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第18号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第1号報告、令和3年度豊後高田市一般会計補正予算（第8号）についてのうち、本委員会に付託された部分は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民税非課税世帯等及び子育て世帯に対し、速やかに支援を実施するために専決処分された臨時特別給付金事業の歳入です。

財源については、国庫支出金で措置されており、補正額は6億472万1,000円の増額となっております。

審査の結果、第1号報告のうち、本委員会に付託された部分については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

第2号報告、令和3年度豊後高田市一般会計補正予算（第9号）についてのうち、本委員会に付託された部分は、保育士等の処遇改善及び本市の独自対策として、第1号報告の子育て世帯への臨時特別給付金事業において国の給付金を受け取れない世帯に対し、速やかに支援を実施するため専決処分された臨時特別給付金事業費の歳入です。

財源については、国庫支出金で措置されており、補正額は1,415万1,000円の増額となっております。

審査の結果、第2号報告のうち、本委員会に付託された部分については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（土谷信也君） 社会文教委員長、毛利洋子君。

○社会文教委員長（毛利洋子君） 皆さん、おはようございます。社会文教委員長報告を行います。

去る3月14日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案8件、報告2件の審査を終了しましたので、その結果を報告いたします。

第2号議案、令和4年度豊後高田市国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ30億3,377万3,000円が計上されています。

歳入の主なものは、国民健康保険税、県支出金、繰入金です。

3月18日

歳出の主なものは、保険給付費、国民健康保険事業費納付金です。

審査の中で委員より、「高額療養費の算定根拠について」の質疑があり、執行部からは、「令和3年度の実績見込みにより算定している」との答弁がありました。

審査の結果、第2号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第3号議案、令和4年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ3億8,038万6,000円が計上されています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金です。

審査の結果、第3号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第4号議案、令和4年度豊後高田市介護保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ28億4,184万7,000円が計上されています。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金です。

歳出の主なものは、保険給付費、地域支援事業費です。

審査の結果、第4号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第8号議案、令和3年度豊後高田市一般会計補正予算（第10号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、民生費では、市内の地域密着型サービス事業所が防災・減災対策として国の交付金を活用し、行う予定であった施設整備に対する補助事業2件のうち、1件が不採択となったことから、事業費を減額しています。

衛生費では、原油価格高騰に伴い、花いろ温泉の運営を支援するための原油価格高騰対策事業に対する経費が計上されています。

また、草地のごみ清掃工場において予定していた設備の補修工事について、工事内容を精査し、必要最小限の補修に抑えたことによる、ごみ清掃工場維持補修費の減額並びに建設予定の広域ごみ処理施設に係る設計施工監理管理業務委託料の設定による委託料の減額などに伴い、広域市町村圏事務組合費を減額しています。

教育費では、小中学校において新型コロナウイルス

ス対策に要する学校等における感染症対策等支援事業の経費が計上されています。

また、繰越明許費の設定については、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業などの繰越措置を行っています。

審査の結果、第8号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第19号議案、豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正については、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」による地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第19号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第20号議案、豊後高田市手数料徴収条例の一部改正については、住民基本台帳法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第20号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第21号議案、豊後高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第21号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第22号議案、豊後高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第22号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第1号報告、令和3年度豊後高田市一般会計補正予算（第8号）についてのうち、本委員会に付託された部分は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた住民税非課税世帯等及び子育て世帯を支援する臨時特別給付金事業に係る予算を、令和3年12月20日付けで専決処分したので、承認を求めるものです。

審査の中で委員より、「該当世帯数の積算根拠について」の質疑があり、執行部からは、「住民税非課税世帯については、当初、国が示した算式により4,000世帯、また、令和3年度に課税世帯であっても、家計急変世帯として給付対象となる世帯を400世帯とし、合計4,400世帯を給付対象として見込んでいる」との答弁がありました。

審査の結果、第1号報告のうち、本委員会に付託された部分については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

第2号報告、令和3年度豊後高田市一般会計補正予算（第9号）のうち、本委員会に付託された部分は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する臨時特別給付金事業における市独自支援に要する予算及び保育士等の処遇改善を行う施設に対する補助などに係る予算を、令和4年1月21日付けで専決処分したので、承認を求めるものです。

審査の結果、第2号報告のうち、本委員会に付託された部分については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

すいません、訂正させていただきます。

第3号議案の後期高齢者医療特別会計の報告のうち、歳入歳出について訂正いたします。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、繰入金であり、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金でした。よろしく願いいたします。

以上で、社会文教委員会の報告を終わります。

**○議長（土谷信也君）** 産業建設委員長、阿部輝之君。

**○産業建設委員長（阿部輝之君）** 皆さん、おはようございます。産業建設委員長報告を行います。

去る3月15日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託された議案9件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第6号議案、令和4年度豊後高田市水道事業会計予算は、業務の予定量としては、給水戸数6,332戸、年間総給水量181万立方メートルを予定しています。

収益的収支では、事業収益3億1,682万2,000円に対し、事業費用3億673万2,000円を予定し、差し引き1,009万円の当期純利益となっています。

資本的収支では、収入総額9,548万8,000円に対し、支出総額1億6,510万7,000円を予定し、差し引き6,

961万9,000円の不足額が生じますが、不足額は過年度分及び当年度分損益勘定留保資金などで補填を予定しています。

審査の中で委員より、「配水設備拡張事業の概要について」の質疑があり、執行部からは、「田染の真木大堂から田染平野の田ノ口地区までの給水区域の拡張と、水崎地区の圃場整備に伴う市道犬田今村線の配水管布設工事を行うものである」との答弁がありました。

審査の結果、第6号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第7号議案、令和4年度豊後高田市下水道事業会計予算は、業務の予定量としては、水洗化人口9,820人、年間総処理水量181万2,000立方メートルを予定しています。

収益的収支では、事業収益7億9,739万円に対し、事業費用7億9,468万2,000円を予定しています。

資本的収支では、収入総額5億1,184万8,000円に対し、支出総額7億7,873万7,000円を予定し、差し引き2億688万9,000円の不足額が生じますが、この不足は、当年度分損益勘定留保資金などで補填を予定しています。

審査の結果、第7号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第8号議案、令和3年度豊後高田市一般会計補正予算（第10号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、農林水産業費及び商工費において、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったイベント等の経費が減額されています。

商工費では、原油価格高騰に伴い、仙人湯、夷谷温泉、スパランド真玉の運営を支援するための原油価格高騰対策事業に要する経費が計上されています。

農林水産業費では、新規就農者の経営拡大に向けたイチゴハウス施設の新設等を支援する、産地パワーアップ事業に要する経費が計上されています。

土木費では、大分県が指定する急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域に居住する方が区域外へ住居を移転する際の費用を補助する、がけ地近接等危険住宅移転事業への申請がなかったことから、事業に要する経費が減額されています。

繰越明許費の設定については、産地パワーアップ事業などの繰越措置を行っています。

3月18日

審査の中で委員より、「各温泉施設の補助事業の積算根拠について」の質疑があり、執行部からは、「各施設では燃料の種類が、灯油や重油など異なるが、各施設の燃料の令和3年度年間利用見込量に令和2年度末の最終購入単価を掛けたものを基準額として、今年1月までの支払い実績と2月、3月の支払い予定で算出した。令和3年度支払い見込額との差額を施設ごとに割り出したものである」との答弁がありました。

また、「がけ地近接等危険住宅移転事業費の概要について」の質疑があり、執行部からは「大分県が指定する急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害特別警戒区域内で高さが5メートル以上、傾斜が30度以上で急傾斜の対策工事をしていない箇所の危険な住宅の撤去費として1軒分を計上していたものである」との答弁がありました。

審査の結果、第8号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第9号議案、令和3年度豊後高田市水道事業会計補正予算（第1号）は、配水管移設替工事等による固定資産除却費、消費税及び地方消費税の増額を行う経費が計上されています。

審査の結果、第9号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第10号議案、令和3年度豊後高田市下水道事業会計補正予算（第2号）は、資産減耗費及び長期前払消費税勘定償却の増額並びに収益的支出から資本的支出に振り替える経費が計上されています。

審査の中で委員より、「処理場建設費の概要について」の質疑があり、執行部からは「修繕費として松津浄化センター、香々地浄化センター、真玉浄化センターそれぞれのポンプ等の修理費が332万6,000円、材料費として香々地浄化センターの攪拌機及びポンプ購入費が299万8,000円である」との答弁がありました。

審査の結果、第10号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第12号議案、市道路線の認定及び廃止については、市道路線を整備するものです。

審査の結果、第12号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第23号議案、豊後高田市農地災害復旧事業分担金徴収条例の一部改正については、小災害復旧事業に係る分担金を定めるため、所要の規定の整備を図るものです。

審査の結果、第23号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第24号議案、豊後高田市企業立地促進条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑み、事業者の指定に係る要件を緩和するため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第24号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第25号議案、豊後高田市基金条例の一部改正については、長崎鼻リゾートキャンプ場内及び周辺施設等の整備に充てる資金を造成するため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、「毎年の基金積立額の予定について」の質疑があり、執行部から「約400万円の予定である」との答弁がありました。

審査の結果、第25号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

**○議長（土谷信也君）** 予算審査特別委員長、井ノ口憲治君。

**○予算審査特別委員長（井ノ口憲治君）** 予算審査特別委員長報告をいたします。

去る3月16日、予算審査特別委員会を開会し、本会議から付託されました議案1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

なお、本委員会は議員全員の構成でありますので、審査の経過については省略いたします。

第1号議案、令和4年度豊後高田市一般会計予算は、起立採決の結果、提案の趣旨を認め、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会審査結果の報告を終わります。

**○議長（土谷信也君）** 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。

最初に、社会文教委員長に4議案について質問をいたします。

最初は、国保特別会計の予算案に対してです。

私ももう市議員になって51年たちましたけれども、今でも多くの市民から一番質問を受けたり要望をされるのは、市民の私たちの収入に比べて国保税が高過ぎる。何とかしてほしいという声です。

私も佐々木市長に替わってからほとんど毎回のよう、何らかの形で国保税の引下げを問題にしてみましたけれども、引き下げることができていません。

社会文教委員長の今の報告では、市長、市の提案の趣旨を認めて、異議なく可決しましたということなんですけれども、5人の社会文教委員の中で、誰か一人でも市民の声を取上げて、何とか引下げはできないかという声があったのかどうかです。

第19号議案は国民健康保険税条例です。

税条例を改定すれば、引き下げができるんですけども、先ほどの審査結果では、何が審議されたのかなあと、私は理解できませんでした。私もこの議案については、審議をする時間がないので、もう一回、委員長に聞きたいんですけども、この第19号議案で国民健康保険に加入している方で、今回、条例改定やることによって、どのような影響が出るのかなのか、説明をしてもらえませんか。

それから、第3号議案は、後期高齢者医療保険の特別会計についてです。

これは75歳以上の高齢者について、医療費の保険料を市は徴収しておる、その予算なんですけれども、いくら保険料を徴収するかについては、県の連合会の議会で決める、今年は2月14日の議会で決まったんですけども、いわゆる6年ぶりの改定です。

高齢者にとっては、大変重い負担なんですけども、このことについて、新聞でもまだ発表されてません。テレビでも発表されておられませんし、市議員に対する文書などでも、この内容については発表されていないんですけども、今回のこの予算案について、誰からか、これだけ75歳以上の全員の保険料が上がるんですけども、そのことについて何か質疑や意見はなかったのか。

同時に、減免制度があるんですけども、令和元年、2年で減免制度受けている方は7人しかいない。今年度の令和3年度では、減免制度の申請をして減

免されてる方は1人しかいないんですね。これについても、やっぱり拡充をすべきというような意見が、委員のほうから一言もなかったのかどうか、お尋ねをいたします。

第4号議案は、介護保険の特別会計なんですけれども、これは昨年の3月議会で、佐々木市長から値上げ案の条例案が出まして、高田は値上げしました。国東は値下げしました。

このことによってでもですね、高齢者の皆さんは、年金から直接介護保険料が天引きされるので、そう気がついていないんですけど、やはり慣れっこになってしまって、負担を差し引かれておりますけれども、何とか、国の負担を増やして、65歳以上の方から徴収してる介護保険料については、引下げをする、負担を軽減すべきと思うんですけども、そういう意見が出なかったのかどうか、お尋ねします。

それから、産業建設委員長については1点だけです。

第23号議案についてですが、提案の趣旨を認めて異議なく可決をしましたということは、分かったんですけども、私はそのために、全議員の皆さんにも、市のほうから資料を配付をしてもらっているんですけども、この問題は、私が一昨年から議論してきた問題なんですけれども、今回の結果は後で賛成討論しますけれどね、一つだけやっぱ議論してほしかったのは、今回は40万円以下の小災害に対する、いわゆる地元負担金、地権者の負担金をどれだけ取るかという条例なんですけども、今回の豊後高田の場合は15%なので、県下ではトップクラスになりました。

でも、一つだけ違うのは、普通の災害時と国が激甚地指定した場合には、中津の場合は10%になりましてね、中津よりは高田の場合が15%だから、5%多いんですけど、そういう問題についても、資料を見て、高田の場合も同じつくるんならば、この激甚指定についても、少ししたらどうかというような意見はあったのか、なかったのか、そういうことで質問をいたします。

○議長（土谷信也君） 社会文教委員長、毛利洋子君。

○社会文教委員長（毛利洋子君） 大石議員の質問にお答えします。

初めに、第2号議案、令和4年度豊後高田市国民健康保険特別会計予算についてですが、先ほどの委員長報告で申し上げたとおりでございます。

3月18日

続いて、第19号議案、豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正については、質疑、意見等はございませんでした。

続いて、第3号議案、令和4年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計予算については、質疑、意見等はありませんでした。

第4号議案については、令和4年度豊後高田市介護保険特別会計予算についても、質疑、意見はございませんでした。

以上でございます。

○議長（土谷信也君） 産業建設委員長、阿部輝之君。

○産業建設委員長（阿部輝之君） それではお答えいたします。

第23号議案に対しましては、質疑、意見等は全くなしでございます。

○議長（土谷信也君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 2人の委員長から答弁をお聞きしましたが、何か私が質問した内容については、全く質疑、意見が出なかったということなんですけど、豊後高田市議会には3つ常任委員会がありまして、市長が提案している、25の議案と2報告議案については、そこに付託されて、徹底審議が行われるんです。

私は総務委員会に所属しておりますが、先ほど総務委員長の菅議員から約15分間にわたって、詳しい報告がありましたようにね、ケーブルテレビを見ている市民の皆さんも、総務委員会で審議した内容というのは、随分理解を深めたと思います。

私は朝の10時から午後3時5分まで徹底議論をいたしましてね、私も随分勉強になりましたし、市民にとっても審議してよかったと思っております。

もう一回社会文教委員長に聞きたいのは、第19号議案の国保税条例の改定について、それは提案の趣旨を認めて異議なく可決したということは分かったんですけども、その改定内容が、市民にとっては、どういうことなんですかという質問をしたんですよ。

それも分からないなら、分からない。何ぼ何でも議員が分からないことないと思いますしね、条例に書いてある内容で分かるんですけど、私は市民に分かってもらいたいのですね、この議案については、私も賛成するんですよ。だけど、市民にとって、今度の第19号議案の国保税条例で、どういう点が改定されるんだと、被保険者の皆さんに分かるように説明してもらえませんか。

○議長（土谷信也君） 社会文教委員長、毛利洋子君。

○社会文教委員長（毛利洋子君） 大石議員の再々質疑にお答えします。

先ほどの第19号議案については、全てが社会文教委員会で審議されたものです。特に私の意見はございません。

以上でございます。

○議長（土谷信也君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 私はね、どんな質疑があったか、意見があったかを聞いているだけじゃないんですよ。

委員会委員長報告で提案の趣旨を認めて異議なく可決したというからね、その可決したことは分かったんですよ。私ももちろん賛成するんですけどね、この機会に、今度の国保税条例の改定によって、被保険者については、こういうことになるんですよという説明をしてもらったらという、説明できないということですか。

○議長（土谷信也君） 大石議員に申し上げます。

この質疑に対しては、委員会の進め方の質問であって、委員長が内容を説明する必要はないと思いが。

○16番（大石忠昭君） 違うんです。いいですか。委員長報告というのは、審議結果の報告なんですよ。審議結果については、執行部からね、議案の説明があつてでしょ。必ず、議案については執行部から、こうこうこういう改定ですよと、その改定は、どういう内容なんですかと、普通もっと詳しく報告あるじゃないですか。

この分について、私は耳を澄ませて聞いておりましたけれども、ただ、提案の趣旨を認めて異議なく可決しましたということは強調されたんですけど、私の言う、市民にとって、どういうことなんですかと、提案があつたんじゃないですかと、提案説明があつたんじゃないですか、そのことはどうなんですかと聞いているんです。

○議長（土谷信也君） 委員長の報告は、この委員会の報告をするものでございますので、内容について委員長が説明する必要はないと思いが。

ご理解をいただきたいと思いが。

○16番（大石忠昭君） 議長がその程度なら、それでいいですよ。私がちやんと詳しくやりますけどね。

残念ですね。もっと常任委員会で議論してほしいですね。

もう産業建設委員長には、もう質疑はしません。  
以上で終わります。

○議長（土谷信也君） ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土谷信也君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。

最初に、宮城県、福島県での地震に対する被害者に対して、心からお見舞いを申し上げます。

5年前、佐々木市長が初当選をし、市長に就任をされまして、この場で一般質問を、まず最初に行ったのが6月議会でした。

私は、日本共産党市議団が佐々木市長に対して、どういう態度で臨むかという表明をしました。

一言でいいますと、市民にとってよいことについては賛成をする。さらによい施策を実行できるように、積極的に市民の声も伝えて提案をしていこうと、何でも賛成、何でも反対という機械的な態度は取らないと。

そして、問題点があれば指摘をし、是正を求めていく、そういう態度を表明しました。この約5年間、この基本姿勢は変わっておりません。

今回、佐々木市長から、25の議案と報告案件2件が提案され、先ほど各常任委員長から報告がありましたように、それぞれの議案については、常任委員会で審議がされました。

全部で10分からそれぞれ長い方で15分の報告がありまして、市民の皆さんもご理解できた点もあろうかと思えますけれど、同時に、理解できない点もありますのでね、討論ですから、私もゆうべ原稿にしまして、今読んでみましたが、一定時間かかりますが、討論をしたいと思えます。

まず、今回は第1号、2号、3号、4号の予算議案と、15号議案については反対討論をし、第17号と23号議案には賛成討論をいたします。

最初は第1号議案、一般会計の当初予算についてであります。

これまで、佐々木市長に替わりましてから、当初予算については、一部問題があっても指摘をし、全体的・全面的に見るならば、市民の命や暮らしや営業を守る、積極予算が提案されておりますので、賛成

討論を行ってきました。

しかし、今回の予算案は市民にとって、大きな問題点がありますので指摘をし、予算案に反対討論をいたしたいと思えます。

第1の問題は、予算規模は市制始まって以来、旧豊後高田市、そして合併した新しい高田市においても、最高の規模の予算額です。

しかし、予算の中身をよく分析してみますと、市民の命や暮らしを守る新たな事業、今問題になっているコロナ対策についての、新たな市独自の支援策などがあまりにも少なすぎます。

私は佐々木市長に替わってからも、子育て支援については評価をしながら、何とかして高齢者から喜んでもらえるような、市独自の高齢者施策、佐々木カラーを出したらどうかということを何度も何度も議論してきました。

しかし、今度の予算にはそういうことは含まれておりませんし、コロナ対策についても、あれだけ市長選挙前は、国が10万円出せばさらに、豊後高田市では1万円追加を出す。そして、その後も1万円、高齢者については1万5,000円、それから商品券を5,000円、7,500円と、全ての市民に佐々木市長は、市長選挙前には、予算を組んで市民に支給をいたしました。すばらしいことです。

しかし、今度はそういう市民から喜ばれるような予算になってない。逆に、私なりに分析してみましたら、今年度、いわゆる令和3年度に国からもらう地方創生の交付金、臨時交付金についても、使いこなさないで、1億5,000万円は翌年に繰り越すような事態も分かりました。

よってですね、数的に申し上げますと、今回、市長が提案している当初予算は総額で169億8,575万円、約170億円です。昨年4月に市長選挙がありました。そのために3月に提案された当初予算が骨格予算ですので、それは少ないんです。その3月の提案している予算との比較ではなくて、佐々木市長が2期目に当選をして、その後、最初の6月議会に市長の政治色のある補正予算が提案され、可決されました。

この2期目の当選後の6月の補正予算と、今回の当初予算を比較してみても、前年度に比べたら15億円増額した予算です。これ大分県では、豊後高田が最高です。率にしましたらと9.8%、約1割増なんです。国でも0.何%という状況でしょ。その時に豊後高田は約1割の予算が増額されています。

3月18日

歳入予算で分析してみますと、市民から徴収する市民税が約9,000万円の増額、市民税の総額で23億円を見込んでいます。国から交付される地方交付税は前年度よりも2億2,000万円の増額で約59億円です。さらに国からと、県からの補助金や負担金などは、前年度よりは約28億円増加される歳入予算となっています。

ところが、歳出予算はどうでしょうか。例えば、民生費のうち、私が繰り返し問題にしてきた老人福祉費の関係、昨年の3月議会に提案されている骨格予算は、その前の年よりも、この老人福祉費は1,900万円減額されておりましたが、今回提案されている予算は、それよりもさらに削減をした予算になっています。

その中身は、高齢者福祉対策の負担金や補助金、委託料など、総額で6億7,341万円提案されているんですけども、6億7,000万円を超えるちやすごいじゃないかと思うかもしれませんが、実はそのうち3億8,300万円は、先ほど議論した後期高齢者医療の県の連合会に負担をする費用です。もう一つの1億2,800万円は市の後期高齢者の特別会計に負担をする費用です。

私が、これまで何度も永松市長と佐々木市長を比べて、随分永松市長が実施することができなかった市民の願いを、佐々木市長になったらどんどん取り上げて、積極的に実施をしてきたことは、紹介をしながら、評価もしてきました。

その中で、高齢者の問題では、例えば、安否確認事業、それから緊急システム事業ですね、これ、ずっと調べて、10年間調べてみましたら、永松市政時代よりも佐々木市長になりましたら、この事業費が減っております。利用者も減っております。今回の予算を見ましても、合わせて約100万円しか組んでいないんですよ。

佐々木市長就任後、この5年間調べてみましたけれども、今回の老人福祉予算については、今回が最低額です。私は、昨年12月議会で、佐々木市長の子育て支援や移住定住対策の積極的な取組については、全国トップクラスの成果を上げていると、高く評価をいたしました。何でも批判しているわけではありません。

しかし、今度は、私、振り返ってみましたら、この約5年間の間に、佐々木市長に対して、高齢者の声を取り上げて、こういうことをやってもらいたいと、市民の声を紹介したのは、ちょうど20項目にな

りました。そのうちいくつかはできましたけどね。

私は12月議会は、新年度の予算を組むために、市民の要求を紹介してですね、政策議論をする。そのことで、新年度に反映できたらなあということで、粘って、新年度は何か新しい佐々木カラーを出して、佐々木市長に2期目になってよかったなど、お年寄りから喜んでもらえるような、何とか市独自の佐々木カラーを出した事業をやったらどうかということ、随分粘りましたけれども、なかなか前向きな答弁はいただけませんでした。

今度の予算を見ましたけれども、全くと言っていいほど、そういう事業は提案されておられません。豊後高田市には、高齢者対策に充てるような予算がないのでしょうか。前年度よりも15億円も予算規模は膨れ上がったのに、高齢者対策は佐々木市長になってから最低と、これは、私は、予算は十分あるんです、ないのは高齢者に対する思いやりではないかと思えます。

私は12月議会ではですね、一般論で佐々木カラーを出したらどうかということと同時に、1つだけ具体的な問題も提起しました。それは全市内の各自治会などが、主催して実施をしていただいております敬老会についてです。

これも佐々木市長のお父さんの時代から、この問題は議論してきましたので、経過を今度1回ビラで出したいと思うんです。経過がありますけれども、1,000円になったのは、合併前の、合併協議会で決めたから、70歳以上の方に1人1,000円になったんです。それまでは、真玉町は真玉町、香々地町は香々地町主催の敬老会があったんです。今は真玉も香々地も含めて自治会主催の敬老会に変わりました。

18年たちましたけれども、この間、消防団員の報酬は2回引き上げることになりましたけれども、あるいは自治会の自治委員の報酬も上げましたけれども、この敬老会に対する補助金は1,000円のまま据置きなんですよ。年間総額で700万円以下なんです。2,000円にしても1,400万円以下でできることがね、なかなかできない状況です。

それで12月議会では、何とか新年度について、新年度予算までには検討してもらいたいということ、粘りましたけれども、とうとう今度の予算には提案されておられません。引き続き、9月の実施までにはですね、検討してもらって引き上げてもらいたいと思えます。

隣の宇佐市では、3月議会に永市長から敬老

会の補助金1人当たり300円を引き上げる予算を提案し、満場一致ではなかったですが可決されました。

そして、さらに、私は、昨年の12月議会で、全国的に問題になっている原油価格が高騰したことで、それぞれ市町村が支援策をとれば、その分の半額を国が財政負担をするという、国の制度も紹介をして、高田でも生活困窮者に対する灯油代や農林漁業の燃料費についても、市独自で助成をしたらどうかと、その半額は国からもらえるよということを、提起をしましたが、これに答えてくれたのは、商工観光課長だけでした。市長はそれにまともに答えない。

商工観光課長は、温泉については燃料代の高騰分については検討しようということになりまして、今回補正予算で提案されているようにね、約500万円の補助金を交付することになりました。このことは、評価をいたします。

しかし、生活困窮者に対する灯油代についても、あるいは農林漁業者の燃料代についても、何ら支援をするような予算になっていません。

さらに、12月議会で私は、これもですね、新年度までの、あるいはこれだけ1億5,000万円も繰り越すような国の臨時交付金があるんならば、宇佐はですね、生産者米価の暴落に対して、10アール当たり4,000円、総額では1億3,000万円の予算を組んで、農家の支援を行いました。その財源は国の地方創生臨時交付金を全額充てています。

高田ではそれを1億5,000万円繰り越して使わない。それから今は単なる共済ではなくて、農業収入保険というので、全国でこれが推進されておりますけれども、高田は、まだほんの60人か、70人しか加入しておりません。

福岡県では、加入促進のために、全ての市町村に対して、半額助成をすることになりました。今度は、宇佐市も中津市も半額助成をすることになりましたが、これだけ予算が大型になっておりますけれども、全然こういう予算が組まれておりません。

それから、宇佐市ではですね、やっぱり子育て支援を本当に現実的にやろうということで、小学生、中学校、高校も入学することに準備金が一番保護者にかかるので、これを軽減させようということで、小学生も、中学校も、高校も入学者に対して、今年からですよ、今度の予算で5万ずつ、全部支給することになりました。

それから、がん検診についてもですね、コロナの

関係で少し検診率落ちておりますので、やはり市民の健康守ろうと、がん検診についても、新年度については無料化を打ち出しました。その予算も通りました。

宇佐市が実施している、それと同じものをやれというんじゃない、それ以上のものを、佐々木市長やったら、やっぱり内部でよく協議をして、市民から喜ばれるような、本当に佐々木カラーを出した、佐々木市長が2期目になってよかったなあと言えるような事業を実施してもらいたいと思います。

2つ目の問題は、真玉海岸に約4億円の国民の税金を使って箱物を建設するよりは、今、公共施設を建設するべきは、私は、高田小学校区、あの桂川からの向こう側、もし豪雨や津波が押し寄せた場合は、現在指定している非難場所は、それこそ水浸しで非難できない状況、どうしても来縄地区の高台に、非難場所が必要ではないかと思うんです。

同じ4億円かけて、真玉に箱物造るんならば、来縄台地に、有事の時には非難場所、日常的には市民が多目的に使える、そういう何らかの公共施設のほうが優先すべきではないかと思います。

今回の歳出予算で分析してみますと、前年度に比べて一番増額されているものが、商工観光費です。2番目が土木費です。

商工観光費は前年度よりも約3億円超える予算で、総額9億5,892万円、前年度よりも48%の予算の増額です。

土木費については、前年度に比べて5億3,860万円の増、約13億円の増で率にしても31%の増額です。

私は、商工観光費や土木費全てに反対するものではありません。今回反対するのは、真玉海岸に市長が計画している、総額4億円を超える事業についての反対です。既に調査費や実施設計は予算化されておまして、今回は来年4月のオープンを目指して、業者と新たに契約をする、現在の建物の解体工事や新たに建設する2階建ての本体工事、倉庫の建築費などなどで、今回約3億8,200万円の予算です。

しかし、私も多くの市民から意見を聞いておりますけれども、この今の真玉海岸に総額4億円を越えるような国民の税金を使って、そういう箱物を望んでいる市民は、私が聞いた範囲では、一人もありませんでした。

今、箱物を造るならば、繰り返しますけれども、やっぱり来縄台地に避難所を兼ねた、日頃は多目的で、市民が使えるような施設こそを急ぐんではない

3月18日

かと思います。

もう一つ、真玉海岸については、日本の夕陽百選に選定されておりまして、昨年は国の登録記念物に登録されました。この真玉海岸は豊後高田市だけではなく、国東半島に誇れる景勝地の一つです。

昼間はマテ貝堀りなどでにぎわっていますが、何といっても、干潮時と日没時間が重なる日に、1か月に本当に数日しかないんですけれども、その時に夕日が干潟に織りなす刻々と変化をする、あの幻想的な光景、これは真玉海岸ならではです。絶景なんです。

それを観賞して喜ぶのは、新しい建物建てて、新しい建物の2階や屋上から見るのが一番なのかと、それは観光客の皆さんが、どこであろうとも、一番自分が好きな場所から眺めればよいし、写真も撮れるんです。

私は何度も前の永松市長時代から提案しておりますように、莫大な経費をかけなくても、あの北側の斜めになっている上、全部舗装道路がついてガードレールも入っておりますけど、上に手すりを付けて、展望所を造れば、カメラ愛好などについては、観光客が口コミでどんどん増えるかと確信を持っています。それを提案してきましたし、景観の支障になっている電柱の移転についても、何度も要求してきました。

そういうことのほうが、今、国民の税金を使って実施をする、そのほうが、費用対効果が大きいのではないかと今も思っております。

それで、こういう箱物の予算には反対するんです。

3つ目に言いたいのは、現在の誕生祝い金そのものには賛成ですが、今回市長が提案している第5子以降の誕生祝い金を、現行100万円だったものを200万円と、2倍にすることについては同意できません。

これまで実施してきました、佐々木市長の子育て支援策については、各種施策については、多くの市民も喜んでいただいておりますし、私も評価しております。

先ほど述べましたように、今、子育て支援で一番保護者の皆さんが、負担が重たい、何とかしてくれと言うのは、小学校、中学校、高校の入学準備資金、幾らかでも支援してくれないかという声が一番です。これに応えるべきだと思います。

そして、市長の提案で、宇佐は5万円ですけれども、例えば3万円でもいい5万円でもいい、10万円でもいいんですが、何らかの形で入学生を持つ保護者について、経済的負担を軽くするように取り組ん

でもらいたいと思います。

私は第5子が生まれたことは、本当におめでたいと思います。200万円に引き上げなくても、100万円はもらえるんです。

日出町ではですね、前回の議会で8対7でしたけれども、町長のほうは、この誕生祝い金を廃止するという条例を出しました。たった1人の差で賛成をして廃止をされました。日出町ではこういう祝い金はありません。宇佐はあります。

その時に、100万円、高田の場合ゼロというのなら、それはいかんと言いますけど、100万円があるんですから、5子でも6子でも、本当に産んでいただければありがたいし、おめでたいことですから、それでいいんじゃないかと思っておりますので、この祝い金を、5子以上を200万円にすることについては、同意しません。

時間が随分たちましたので、簡単に行きます。

4番目はマイナンバーカードの取得を促進するための予算が含まれており、5番目は同和予算、例えば、団体補助金がこれまで合併後125万円でしたけれども、今回120万円と、約4%を削減することに初めてなりましたけどね、それでも私は削減を求めていますので、5点述べましたが、そういう理由で反対いたします。

市長は、市民の声を真摯に受け止めて、コロナの対策についても、また佐々木カラーを出した、地方創生臨時交付金を早く活用して、新たな市独自の事業を推進していくこと、積極的に市民の声に応じて、市政を推進することを要求をしておきます。

次は、第2号議案、国民健康保険特別会計の当初予算についてであります。

国民健康保険制度そのものが構造的な問題があると思います。それは国民健康保険に加入している方が、これまで働いている方が、退職をして年金生活者、そして、農業や商業、いわゆる自営業の方など、全体的に所得の低い方が加入している保険制度です。そのために所得に比べて国保税が余りにも高すぎるということで、全国で問題になっております。

他の健康保険はご承知のように、保険料はそれぞれの収入によって決められており、子どもが何人おろうと、扶養家族が何人おろうとも保険料は同じです。

ところが国民健康保険だけは、所得に対する所得割とは別に、生まれたばかりの赤ちゃんにまで、収入が全くなくても1人幾らという均等割、世帯が1

人であろうとも、5人であろうとも、世帯割が幾らという金額が決められる。この所得割、均等割、平等割の合算で国保税が決めています。

それで、全国県知事会や全国市長会などについても、国民健康保険の構造的な問題を指摘して、均等割や平等割の見直しをし、そして国保の運営に対して、国がもっともっと大幅な公費負担をすることを求めています。

新年度からようやく、先ほど具体的な答弁がありませんでしたが、今回、第19号議案で、豊後高田市においても、未就学児、小学校に入るまでの子どもさんがおる世帯については、均等割の部分が半額、国・県・市の負担で、市民の負担がこれまでの半額になります。これは所得に応じて7割軽減、5割軽減、2割軽減とあるんですけどもね、一言で言うなら、これまで収めた未就学児については、今までよりは半額に減るといことなんです。これが市民に対する大きな影響なんです。そのことは賛成です。

しかし、まだまだ市民の声は、収入の割に高田の場合は国保税が高い、何とかしてくれ、多くの市民の声です。これに応えるべきです。

それで、私はそもそも論を少し討論で述べたいと思うんです。

それは、平成30年から国保の運営が市独自だけではないんです。これまでは市独自でした。30年からは、市町村と大分県による共同事業になりました。

それではそれぞれの国保税は、どうして決まるのか。国のほうは県下一本同じ率でやれといことになっているけれど、全国と併行しておりまして、まだ大分県の場合も18市町村でそれぞれ決めております。

それで、どうやって国保税が決まるかということをお述べたいと思うんです。

それはまず、大分県のほうが県全体の医療費を推計をして、それに基づいて18市町村ごとの標準保険税率などを算定をします。各市町村に標準保険税率の文書を示しています。

私も県から直接もらっていますから、分かるんですけども、これを参考にして市町村が保険税率を決めて、市長が議会に国保税条例の改定案を提案して、そこで決まれば、初めて国保税が上げることも、下げることもできるようになっています。

それで、私は昨年の3月議会で、この時も随分勉強しておりました。県が示している標準保険税率では、豊後高田市では被保険者1人当たりになりました

ら8,337円、国保税を引き下げてもいいと、1人当たりで8,337円の引下げ案を示しました。そのためには税率もこういうようにしてもいいですよという標準税率が示されたんです。これはあくまでも参考で、市長がどうするか、議会に諮るか諮らんか据置きかで、とうとう市長は認めず、引下げをしませんでした。大分県では6つの市で大幅な引下げがありました。高田は据置きです。

それで、もう少し理解してほしいのは、国保税は、医療費分と後期高齢者医療費分、介護保険分、3つあるんです。3つの負担をして合計で国保税になっているんです。

一番大きいのは医療費分なんです。医療費分というのは、豊後高田市民で国保に加入している方が入院したり、通院したりで医療費が増えれば増えるだけ、比例して国保税が増える仕組みになっています。そのことはもうやむを得ないんですね。

ところが豊後高田市民の皆さんは、そのことで随分健康管理に努力され、病気についても早期発見、早期治療をしましてね、本当に立派だと思います。

10年前は大分県18市町村の中で、豊後高田市の国保に入っている1人当たりの医療費は年間の総額で18市町村の中で上から4番目に高い医療費でした。病院は随分収入があったと思います。

しかし直近の決算ですね、9月議会で決算を大分県18市町村もう認定しましたけれども、それによりまして計算しましたら、豊後高田市は1人当たりの医療費が下から2番目に安くなりました。当然、医療費がそれだけで4番目に高かったのが下から2番目に下がったんですから、医療費分については大幅に国保税を下げられるというのは当然の理屈だと思います。

そこでですね、大幅な引き下げをした国東と豊後高田を比べてみます。国東市は令和2年度の決算が終わった1人当たりの医療費が46万5,089円です。県下では今では4番目に高いんです。高田は下から2番目に低いんです。差額は、医療費だけで1人当たりでいきましたら3万7,316円も高田は医療費は少なく済んでおります。それだけ医療機関については収入もなかったと思いますけどね。

ところが医療費分だけの税率で試算をゆうべしてみまして、私も驚きました。まず、高田は所得割については10.40%です。国東は昨年下げましたので8.0%、税率だけで2.4%も違ひまして、所得243万円ある世帯では、年間で4万8,000円、高田が国東より高

3月18日

いんです。

もう一つは均等割、高田は1人当たり2万8,000円です。国東は2万1,800円、1人分だけで6,200円違います。平等割、各世帯に割りつける国保税が、医療費分だけで高田は2万2,300円です。国東は1万6,200円で、これも高田のほうが6,100円高いんです。

それでですね、年間の所得が243万円で奥さんと子ども2人で計算しまして、医療費分でいきましたら全部で高田のほうは7万8,900円高い。これは均等割や平等割についても2割軽減措置を使つての数字です。

医療費が高田のほうは年間1人で3万7,316円も国東より低いのに、国保税は4人世帯で計算したら7万8,900円も高いんですよ。国東と比べてみても、いかに医療費分の国保税が高田がべらぼうに高いかということが明らかだと思います。

もう一点ね、議案質疑で課長が述べました、県が示しているその標準税率よりは確かに私の指摘している医療費分については高田は高いんですということを確認しましたね。それで、どれだけ高いのかということもゆうべ計算してみました。

まず所得割については、県の標準税率は8.57%です。ところが高田は医療費分だけで1.83%です。所得に対して1.83%っていったら、金額では相当な違いでしょう。243万円の世帯では3万6,600円違います。

それから均等割にいきましたら、標準税率では2万6,112円となっています。それぞれのところで100円未満は切り捨てるようになっていますけどね。現在の高田では、今回新しい予算が審議されておるこの中で見てみましたら、2万8,000円ですから1人当たり1,888円豊後高田が高いです。

平等割について県が示しているのは、1世帯1万7,130円、高田は2万2,300円ですから、1世帯5,170円高いんです。これで4人世帯で所得243万円で計算しましたら、県の示しているこの税率よりは、高田の場合は1世帯4万6,800円高くなるということが明らかになりました。

何と言っても、市民の所得に比べて国保税の負担が重過ぎる。だから、市民税に比べてみても国保税のほう税金の徴収率が落ちているんです。だんだん滞納者が増えるばかりです。滞納金額も増えるばかりなんです。

このために、やっぱり執行部でも、よく市長にも理解してもらって議論をしてもらい、議会でも議論

をしてもらって、社会文教委員会でも大いに議論をしてもらって、この医療費が下がった割に高い、県が示している指標よりも高田が高い、こんなばかなことがあるかというのが、やっぱり審議の中心にならなくてはならないというように私は思うんです。

よってですね、もう長くなりますから終わりますけれども、市長はいろいろな面で佐々木カラーを出してご活躍されております。そのことは評価しますが、国民健康保険税、子どもが聞く市民の中で一番の不満が国保税が高いことですから、これは何らかの佐々木市長の力で変わったなど評価を受けるように研究をしてもらいたい。

基本的にはですね、全国県知事会が特に主張しておりますが、生まれたばかりの赤ちゃんにまでかけるような均等割については廃止をします。ようやく未就学児については均等割の半額になりましたけどね、公費負担になりました。これも全額無料、よかつたら中学生まで、高校生までの均等割や平等割を廃止をする、そういうふうに変えてもらい、その分は国の負担を増やすと。

とにかく国民健康保険税が被保険者の負担が安くなるように、佐々木市長が政治力を発揮して、国に対して国の負担を増やしてもらいように政治力を発揮してもらいたいということを要求し、私は、この第2号の国民健康保険特別会計予算については反対をいたします。

次が第3号議案、後期高齢者医療特別会計についてであります。

これは同じ日本人でありながら、75歳以上の高齢者については別枠なんです。これまでは働く人の一息子さん市役所で、あるいは教員であっても全部扶養でいったんですけれども、そういう扶養は一切認めないと。全部別枠の大分県一本の保険になりました。75歳以上を切り離す、子どもは差別医療であると考えています。

あまりにも高齢者の負担が高いために政府のほうも反省をしてくれ、特別に高齢者は1割だけ負担したらいいよと、あとの部分は公費で賄いますよということで特別軽減措置が取られましたけれども、これも自民党・公明党の政権がもう打ち切るということで廃止をされて、今では県の連合会で決まった条例どおりに特別軽減措置がなくて、納めなければならぬようになりました。

それで一番問題なのは、今年2月14日に連合会の議会がありました。高田からも1人代表が議会に出

ておりますけどね、私は出ておりません。そこの審議を聞いてみましたら、もう質問をしたのも共産党の議員だけ、討論をしたのも共産党の議員だけです。

ということが決まったか、それはですね、国保税と違って、後期高齢者医療というのは所得割と均等割、この2つの方法なんです。所得割はこれまでは9.06%でしたが10.32%と、所得に対する課税する金額は1.26%上がったんです。これも相当な違いですよ、所得を持っている人は大幅に上がります。

それから加入者全員から取るんですよ、これは世帯からじゃないんです、国保は世帯から取るんですけども、この後期高齢者医療は一人一人から徴収します。年金から天引きしますが、その均等割がこれまでは4万7,000円が今度は5万3,600円、1人6,600円上がることとなります。もちろん低所得者については法定減免がありますけれどね、今は条例のことですよ。もう一つ条例で変わったのが、保険料の最高限度額がこれまで年間64万円だったのが66万円と2万円上がりました。高額所得者についても大変です。

実は市民の声であるように、新年度からまた年金が下がる、2年連続で年金が引き下げられ、10年間、安倍、菅、岸田政権の下で公的年金は6.7%引き下げられました。その上10月からは、一定所得のある方については医療費の窓口負担が今1割負担を2割負担と2倍に医療費が跳ね上がります。

そして、大分県内では、これは全国どこでもじゃないんですよ、大分県内では後期高齢者医療保険が6年ぶりに大幅な値上げなんです。こんな高齢者いじめの制度について、私たちは許すことはできません。

それに基づく予算でありますので反対しますが、佐々木市長は私が本会議の議案質疑で述べましたように、市独自の減免制度の充実、今のところは多い時で7人、今年度については1人しか減免制度を受けておりませんが、もっと多くの方が市独自の減免制度が受けられるように制度そのものを拡充してもらいたいし、国に対して、国の負担割合を増やして、負担金を増やして、そして75歳以上の高齢者の保険料の軽減ができるように働きかけることを求めます。

次は、第15号議案、市職員の給与に関する条例の一部改正議案についてであります。

これも総務委員長から先ほど詳しい報告がありましたので、もうほんの一言で。私は市の三役や正副

議長や議員のこの期末手当を引き下げることに賛成ですけれども、職員の皆さんについては、給料そのものをもっと引き上げるべきだし、手当についても引き上げるべきだという考えを持っております。日本の労働者の賃金は、もう数十年間据置きのまま、世界的に見ても最低クラスですのでね、そういうことで今回のこの条例は、市職員に対する期末手当の引き下げについては反対をいたします。

次が、第17号議案が、これも簡単に述べますが、これも総務委員長から詳しくありましたので、もう一言にします。

消防団員が国からの通知を受けて、団員の報酬を引き上げることになりました。これは県下の中でも大分市、別府市、日田市、杵築市、佐伯市に次いで、県内では5番目でありましてね、このことは評価をいたします。

今後、災害などでご活躍の消防団員の出動手当についても引き上げる、また、各消防の詰所の維持管理費についても全額公費負担をするように調査もして、予算措置もしてもらいたいということを述べて、賛成をいたします。

もう一つは、第23号議案の災害の分担金条例についてです。

これは一昨年の災害の後に私が、ある農家の方から要望がありまして県下の状況を調べて分かって、驚いたのは、豊後高田市の場合、40万円を超える災害復旧工事についても、大分県内の中で農家負担、受益者負担の割合が高いことが分かりまして、これの引下げを求めました。この分については佐々木市長もすぐ応えてくれて、2年前から遡って大幅減額をすることになりました。このことは評価をいたします。

もう一つは、40万円以下の災害については、大分県14市の中で、そういう制度をつくっていないのが豊後高田と国東と豊後大野市の3市だけでした。これも議論をしましたが、なかなかできません。2年かかりましたけれども、ようやく今回提案された内容が大分県でトップクラスでありますので、これも評価をして、賛成をいたします。

できれば今後、激甚地被害があった場合には、中津のように特別、受益者負担を軽くするようできたならなど意見を述べておきまして、この議案は賛成討論をいたします。

あと第4号議案について、ちょっと遅くなりましたけど、反対討論をします。

3月18日

これは介護保険の特別会計の予算です。実は佐々木市長になって2回改定がありましたけれども、昨年3月議会に介護保険料の引上げ議案を提案しました。私も随分ですね、わずかなことだから、値上げすべきじゃないかと食い下がりましたが、とうとう値上げ案が通りました。国東は値下げしました。

それに基づく特別会計でありましてね、本来ならば国の負担をもっともっと増やして、介護保険料もサービスの利用料も市民の負担を軽くするべきだと思いますので、この予算には反対しますが、引き続き、佐々木市長が政治力を発揮をして、国に対して働きかけをしていただくことを要望して、反対討論を終わります。

以上、7項目について討論をいたしまして、随分時間がかかりましたけれども、市民の皆さんがご理解できたんじゃないかと思えます。

議員の皆さんも私の討論にご賛同いただきますよう、心からお願いを申し上げまして終わります。皆さん、ありがとうございます。

**○議長（土谷信也君）** 以上で、通告による討論を終わりました。ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（土谷信也君）** これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。

お手元に配付しています採決表の一括採決するものうち、反対のありました第1号議案から第4号議案及び第15号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（土谷信也君）** ご異議なしと認めます。

よって、採決表の一括採決するものうち、反対のありました第1号議案から第4号議案及び第15号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第1号議案について、起立により採決いたします。

議席に設置されている可否いずれかのボタンを押した後に、問題を可とする者は起立をしてください。以後、起立採決の際は、同様をお願いいたします。

お諮りいたします。

第1号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（土谷信也君）** 起立多数であります。

よって、第1号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第2号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第2号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（土谷信也君）** 起立多数であります。

よって、第2号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第3号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第3号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（土谷信也君）** 起立多数であります。

よって、第3号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第4号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第4号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（土谷信也君）** 起立多数であります。

よって、第4号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第15号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第15号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（土谷信也君）** 起立多数であります。

よって、第15号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

**○議長（土谷信也君）** 日程第2、第26号議案を議題といたします。

地方自治法第117条の除斥の規定により6番、阿部輝之君の退場を求めます。

（6番 阿部輝之君 退場）

○議長(土谷信也君) 提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長(佐々木敏夫君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第26号議案は、監査委員の選任についてございまして、本年3月2日付けで退職した監査委員の後任に、阿部輝之氏を選任したいので、同意を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(土谷信也君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土谷信也君) ご異議なしと認めます。

よって、第26号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 第26議案、監査委員の選任について質疑をいたします。

私も監査委員を4年務めたことがあります。現在は安部多喜男さんが長い間監査委員を務めておられてね、立派に監査をしていただいていることについては感謝を申し上げます。

もう1人は、市会議員の中から市長が提案して、議決を得て監査委員をもう1人つくっているんですけども、私の場合は4年務めました。4年務めてみても、振り返ってみますと監査委員としての十分な仕事ができなかと反省をしております。

高田の場合はくるくる変わっているんですけど、本当に監査委員というのは、議員から選んだ方が1年間にどのくらいの監査委員としてのお仕事をされているのか。報酬としては市会議員の報酬プラス監査委員になることによって幾らになるのか。

今、市長が提案されておる阿部輝之議員についても、適任と思うのなら、誰かこういうことで適任ということをしてもらって、私も賛成したいと思うんです。

以上です。

○議長(土谷信也君) しばらく休憩します。

午前11時57分 休憩

午前11時59分 再開

○議長(土谷信也君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

選挙管理委員会・監査委員事務局長、藤重深雪君。

○選挙管理委員会・監査委員事務局長(藤重深雪君) 大石議員のご質問にお答えをいたします。

議会選出議員の報酬につきましては、年額35万1,000円でございます。お仕事につきましては、毎月の例月出納検査と定期監査、そして、決算審査意見書作成などに携わっていただいております。

以上でございます。

(○16番(大石忠昭君)議長、最後の、最後に言ったのが——適任かどうか分かれば私も賛成するつもりだけど、それがない。)

○議長(土谷信也君) しばらく休憩します。

午後0時0分 休憩

午後0時1分 再開

○議長(土谷信也君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長、佐藤之則君。

○市参事兼総務課長(佐藤之則君) 今回は前任者の辞職願の提出がありましたので、その後に市長から議長宛てに監査委員の推薦依頼を出しております。そして議長から市長宛てに阿部輝之氏の推薦をする旨の通知を頂いたものでございます。

以上です。

(○16番(大石忠昭君)議長いいですか。)

○議長(土谷信也君) 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 今の答弁はね、私の最初の質問に対する答弁では、演台の前に立って答弁するのが普通じゃないんですか、私は再質問したんじゃないんですよ。

答弁漏れがあるとかね、議長、そういう目配りをしてもらいたい。

○議長(土谷信也君) はい、分かりました。

○16番(大石忠昭君) そうでしょう、今度は再質問なんですよ。今、監査事務局長から答弁がありましたけれども、ちょっと私が、やっぱりもう加齢なんでしょうか、よく聞き取れない部分があったので、もう一回ね。

私が聞いておるのは、安部多喜男監査委員は、私は心から評価いたします、立派にやっていただいておりますね。まだ本当に健康で引き続きやっていただいたらと思いますけれども、議員から選ばれる方は、もうたらい回しじゃないですか。自ら辞表を出して次の人を選ぶという方法でしょ。

今聞いたら、市長から議会に推薦を求めて、議会から推薦があったということだから適任者と思いま

3月18日

すけどね、まあ、私も4年間監査委員を務めた経験がありますけれども、この監査委員会の中でいろんな勉強をしたけど、そこで得たものについては公開できないんですよね、法律的に。だからそれを述べてはおりませんよ。いろんなことを指摘したけど、これを外で述べられん、守秘義務がありますから述べていないんだけど、やっぱり監査委員が執行部に対して、市民の目線でしっかり監査するということは非常に大事ですわね。そのほうも佐々木市長にとってもありがたい話でしょ。

だから私が聞いているのは、年間でどれぐらいの監査委員としてのお仕事があるんですかと、会議については何日ぐらいあるんですと。いうことがちょっと今はどうかなあというのがあつたから、私分らないもんだからね、それで本当に1年交代ではもう勉強して分かった頃には辞めないかんようなことになるから、今度はもう1年もないわけでしょ。

けども、もう高田の場合はこれぐらいしか会議がないんですと、もう監査委員が何も分からんことが本当いいんじゃないかというようなこっちゃいかんわけよな。しっかりやっぱりチェックしてもらわんといいかんでしょ。だから、どれだけの、年間を通じたらどれぐらいの会議があつて活躍していただいているかという質問が一つなんですよ。

それから報酬は、議員としては報酬が条例で決められております、監査委員も決められておりますけどね、市民に分かるように、議長になったら幾ら、正副議長になったら幾らというのがありますが、もう一個が監査委員についても幾らという、月にいったら幾らという条例になっておるでしょ。年、何ぼになっているんですかね、私の理解は月に何ぼかと思つただけでも。その監査委員になれば、議員の報酬とは別に監査委員として幾ら幾ら報酬がありますということを市民に知らせてほしいんですよ。

私はこの方についても賛成しますけれどね、やはりそういう私から指摘があつたんだから、受けてもらつて、しっかり勉強してもらつて、監査委員の一員として、これはどっちが委員長とかないんです、2人の監査委員はどちらも同じ権利を持っているんです。だからしっかり監査してもらつて、そして佐々木市政がさらに市民から評価されて、元気な様子ですから3期目も出てくれと言われるようなことになれば、なお市長にとってもありがたいんじゃないかと思つたのでね、ちょっといい機会ですので、もう毎年毎年、監査委員が変わっているから聞いて

いるんですよ、答えてください。

○議長（土谷信也君） 監査事務局長。

○選挙管理委員会・監査委員事務局長（藤重深雪君）  
大石議員の再質問にお答えいたします。

議会選出議員の代表監査委員ではなく、議会選出監査委員につきましては、年額報酬が年額で35万1,000円でございます。

審査などの回数でございますけれども、例月出納検査は毎月23日、土曜日とか日曜日の場合は変わることもございますけれども、月に1回、23日で実施しております。それに加えまして定期監査、決算審査などにつきましても、ヒアリングを行っております。事前に資料をお届けして、事前に監査などもしていただいております。

以上でございます。

○議長（土谷信也君） 大石議員。

○16番（大石忠昭君） もうちょっとで終わります。

これだけ報酬をもらうということも分かりましたけどね、月に1回、定例会があることも分かりましたけれども、2人監査委員がおりましてね、1人は安部多喜男さんですけども、もう1人は議員から選出されてましたわね。

これまで月に1回しかない会議でこれだけの報酬をもらっているんですけども、その2人ともがしっかり監査できるような形で意見を述べておりますか。それとも、例えば先ほど言いましたけれども、社会文教委員会でも産業建設委員会でも、大事な議案に対しても誰も質疑はありませんでした、意見はありませんでしたと、本人が言っていましたね、本人が委員長ですから。

それだからね、しっかり私は今度最後の監査委員になりますのでね、しっかり頑張ってもらいたいのでも私も賛成するので、ちょっと参考までに聞いているんですが、これまでも2人ともがしっかり監査するような発言があつたんですか。それとももう、はいはいということになっておつたのかどうか。

○議長（土谷信也君） 監査事務局長。

○選挙管理委員会・監査委員事務局長（藤重深雪君）

お2人の監査委員からも、各課に該当課のほうに適切なお質問をしていただいていると思っております。

（○16番（大石忠昭君） それは言われんわな。終わります。）

○議長（土谷信也君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土谷信也君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土谷信也君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第26号議案を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土谷信也君） ご異議なしと認めます。

よって、第26号議案については、これに同意することに決しました。

6番、阿部輝之君の入場を許します。

（6番 阿部輝之君 入場）

○議長（土谷信也君） 日程第3、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり、派遣することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土谷信也君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任願います。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第1回豊後高田市市議会定例会を閉会いたします。

午後0時9分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 土 谷 信 也

豊後高田市議会議員 阿 部 輝 之

豊後高田市議会議員 成 重 博 文